



うちなー健康経営宣言

第2号

令和 3 年 4 月 1 日
令和 年 月 日

登録
更新

代表者メッセージ

沖縄労働局は、仕事を探している人や働く人々が豊かで安心して働くことができるよう、沖縄県や関係機関、関係団体とも緊密な連携を図り、地域に密着した労働行政を展開し、豊かで安心して働くことができる県民生活の実現に向け取り組んでいます。

当局においても健康長寿沖縄復活に向け「うちなー健康経営宣言」を行い、下記の取組を実践することで職員の健康の保持増進を図り、職員が高い志気（意志）を持って能力を十分に発揮し、国民に対して公務を効率的かつ的確に提供できるよう積極的に取り組みます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 体の健康づくりを目指します。
 - ①職員は適正体重を意識し、食生活の改善に努めます！
 - ②階段利用をはじめ普段から体を動かすよう努めます！
5. 心の健康づくりを目指します。
 - ①年次有給休暇の取得を促進します！
 - ②毎週金曜日に定時退庁を促すノー残業DAYを実施します！